令和５年１０月配布版

令和6年度　北名古屋市 保育所等入所のご案内

この案内には、北名古屋市における保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所の教育･保育給付認定申請､利用申込に関する手続きや必要書類等について記載しています。

内容をよく読み、保育の必要性について、ご家族で検討の上、申請してください。申請された時点で、本冊子に記載されている内容について、同意いただいたものとみなします。

もくじ

1　教育・保育給付認定申請について…Ｐ1
2　保育認定基準と利用期間　…Ｐ2
3　利用時間区分　…Ｐ3
4　申請に必要な書類　…Ｐ3
5　保育施設一覧　…Ｐ8
6　利用申込みから入所まで　…Ｐ10
7　公立保育園の保育園開放について…Ｐ14
8　入所後の手続きについて　…Ｐ14
9　保育料について　…Ｐ15
10　給食費について　…Ｐ16
11　延長保育時間について　…Ｐ16
12　実費負担について　…Ｐ17
13　広域入所について　…Ｐ17
✿　保育所等入所Ｑ＆Ａ　…Ｐ18
✿　北名古屋市保育所等ＭＡＰ　…Ｐ20

◇令和６年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（年齢区分）	生　年　月　日
５　歳　児	平成30(2018)年４月２日　～　平成31(2019)年４月１日
４　歳　児	平成31(2019)年４月２日　～　令和 ２(2020)年４月１日
３　歳　児	令和 ２(2020)年４月２日　～　令和 ３(2021)年４月１日
２　歳　児	令和 ３(2021)年４月２日　～　令和 ４(2022)年４月１日
１　歳　児	令和 ４(2022)年４月２日　～　令和 ５(2023)年４月１日
０　歳　児	令和 ５(2023)年４月２日　～

1　教育・保育給付認定申請について

保育所等に入所するためには、保育の必要性に応じた「幼児教育・保育認定証」の交付を受ける必要があります。また、保育を必要とする方は、市が利用調整を行うため、同時に保育利用申込みが必要です。幼稚園や認定こども園での教育（１号認定）を希望する場合は、各施設へ直接ご相談ください。

認定区分		利用できる施設	利用時間区分
１号認定	満３歳以上の児童で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望する	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
２号認定	満３歳以上の児童で、保護者の就労等の事由で、**保育を必要とする**	保育園 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
３号認定	満３歳未満の児童で、保護者の就労等の事由で、**保育を必要とする**	保育園　認定こども園 小規模・家庭的保育事業所	保育標準時間 保育短時間

※　令和６年４月時点、市内には子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園はありません。

2　保育認定基準と利用期間

教育・保育給付認定（２・３号認定）を受けるには、**児童及び保護者が北名古屋市内に住民登録（外国人の場合、在留資格や在留期間がある）している方で、実際に居住**し、保護者（父・母等）に保育を必要とする事由が必要です。（認定）利用期間が経過すると保育の利用ができなくなります。

保育を必要とする事由	具体的な保護者の状況	（認定）利用期間	保育必要量 標準	保育必要量 短
就　労	会社から給料・賃金等を得て月 60 時間※1以上就労している	最長で小学校就学の前まで	○	○
妊娠・出産	出産予定日６週間前（多胎妊娠の場合は14 週間前）から、出産後８週間を経過するまでの期間にある	出産日から８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	○	○
疾病・障害	疾病、負傷又は心身に障害がある	最長で小学校就学の前まで	○	○
介護・看護	原則、同居親族の介護または看護（長期入院している親族を含む）を月 60 時間以上行っている	最長で小学校就学の前まで	○	○
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害により、その復旧にあたっている	最長で小学校就学の前まで	○	○
求職活動※2	就労の意思があり、求職活動(起業準備を含む)を行っている	入所日から数えて２か月目の末日まで	－	○
就　学	学校教育法に基づく大学等又は職業能力開発施設における職業訓練に月 60 時間以上就学している	保護者の卒業予定日が属する月の末日まで	○	○
育児休業※3	教育・保育給付認定を受ける児童（３～５歳児）の弟妹の育児休業を取得している※4	育児休業期間終了日が属する月の末日まで	－	○
虐待・ＤＶの他、市が認める場合			○	○

○利用可能　 - 利用不可

※１　育児短時間勤務や部分休業等を取得している場合も、労働時間と休憩時間を合算した拘束時間として指定する時間を満たす必要があります。

※２　求職活動を事由に保育を利用している場合、**(認定)利用期間内に就労が決定しないときは退所**となります。(認定)利用期間**最終月の 20 日まで**に就労証明書を提出してください。なお、(認定)利用期間終了日の翌日までに就労を開始していただく必要があります。また、入所が保留となっている場合、**認定期間中に保育利用決定がされない場合は、再度の申請が必要**になります。

※３　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）その他の育児休業に関する法律の規定による育児休業に限ります。

※４　２歳児クラスに在籍する場合であって、産後８週間を経過する日の翌日が属する月が１月以降であり、その後育児休業を取得する場合は、保育の継続利用ができます。(新規申込は不可)

3　利用時間区分

施設開所時間の範囲内で、保育を必要とする事由にかかる時間から保育必要量と保育利用時間が決まります。認定要件が変更になる場合等を除き、原則、利用時間の変更はできません。保育必要量（標準時間・短時間）に応じて保育料が異なります。（P15 参照）

保育必要量	利用時間区分
保育標準時間	午前７時 30 分から午後６時 30 分までの最大 11 時間の範囲内で**保育を必要とする事由にかかる時間のみ利用可能**
保育短時間	午前８時 30 分から午後４時 30 分までの最大８時間の範囲内で**保育を必要とする事由にかかる時間のみ利用可能**

4　申請に必要な書類

以下の①～⑦の書類等を持参して指定期間中に申請をしてください。全てそろっていない場合は受付ができませんのでご注意ください。

①　子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書

申込児童１人につき１枚記入・提出が必要です。記載例（Ｐ６～７参照）をもとに、消えない筆記具（ボールペン等）で記入してください。

②　保育を必要とする事由を証明する書類（Ｐ４～５参照）

保護者（父・母等）それぞれの保育を必要とする事由を証明する書類の添付が必要です。きょうだい同時申込の場合、原本は１部で構いませんが、必ずコピーを添付してください。

③　世帯状況によって必要な書類（Ｐ５参照）

保育の必要性判断や保育料等の算定に活用するため、必ずご確認ください。

④　児童調査書

健康状態や発達状態を確認するため、申込児童１人につき１枚記入・提出が必要です。

⑤　保育所等入所申込時チェックシート兼同意書

申込時に確認・同意が必要な事項をまとめています。記載内容を確認し、確認欄及び署名欄の記入をお願いします。申込児童１人につき１枚記入・提出が必要です。

⑥　マイナンバー確認資料

申請をされる保護者（父・母いずれも）と申請児童のマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

⑦　身元確認資料

申請者の顔写真付きの身分証明書をお持ちください。

◆マイナンバーカードをお持ちの方	
マイナンバーカードのみで番号確認と身元確認が可能です。	
◆マイナンバーカードをお持ちでない方	
番号確認資料 （原本）	マイナンバー通知カード、個人番号通知書、マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか
身元確認資料 （原本）	◇顔写真付身分証明書をお持ちの場合（以下の書類から１点） 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等 ◇顔写真付身分証明書をお持ちでない場合（以下の書類から２点） 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

≪保育を必要とする事由を証明する書類：就労の場合≫

<table>
<tr><th colspan="4">保育を必要とする事由</th><th colspan="2">提出書類</th></tr>
<tr><td rowspan="11">就労</td><td colspan="3">被雇用者（雇用予定を含む）
（正社員、パート・アルバイト、派遣社員、嘱託職員、会計年度任用職員等）</td><td rowspan="11">就労事由の共通書類「就労証明書」（指定様式）</td><td>親族が経営する法人等に雇用されている場合、直近の源泉徴収票の写しの添付が必要です。
※就労予定の場合、雇用通知書や労働条件通知書の写しを提出してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自営経営</td><td rowspan="2">個人事業主</td><td>確定申告 済</td><td>直近の『確定申告書 B 第一表と第二表控』の写し</td></tr>
<tr><td>確定申告 未済</td><td>『個人事業の開業・廃業等届出書』の写しまたは『営業証明書』等の公的証明</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人役員</td><td>年末調整 済</td><td>直近の源泉徴収票の写し</td></tr>
<tr><td>年末調整 未済</td><td>『法人登記事項証明書』の写しまたは登記簿謄本(抄本)の写し等の公的証明</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自営協力</td><td rowspan="2">事業専従者</td><td>確定申告 済</td><td>直近の事業主の『確定申告書 B 第一表と第二表控』の写し（第二表に事業専従者の氏名・給与額等が記載されているもの）</td></tr>
<tr><td>確定申告 未済</td><td>『事業専従者給与に関する届出書』の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業専従者以外※1</td><td>確定申告 済</td><td>直近の事業主の『青色申告決算書』または『(白色申告)収支内訳書』の写し（給料賃金の内訳欄に協力者の給料額等が記載されているもの）</td></tr>
<tr><td>確定申告 未済※2</td><td>直近３か月分の給料明細または給料振込口座通帳の写し（会社名の記載があるもの）</td></tr>
<tr><td colspan="3">業務委託</td><td>業務報酬に関する請求書または領収書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="3">内職</td><td>内職の作業内容と収入がわかる資料の写し（発注書・納品書等）</td></tr>
</table>

※１　事業専従者以外の自営協力者は、事業主の「青色申告決算書」または「(白色申告)収支内訳書」に給料賃金の支払対象者として記載される場合のみ、就労事由とみなします。

※２　**申込の際、添付書類が提出できない場合、入所後、個別に書類の提出を依頼します。提出されない場合、退所となります**のでご注意ください。なお、書類未提出の場合、利用調整時の優先順位が低くなります。

【就労事由を証明する書類についての注意】

◆就労事由で申請する場合、必ず「就労証明書」の提出が必要です。併せて、保護者の就労状況に応じた指定書類を添付して提出してください。

◆就労証明書は必ず就労先事業者に記載を依頼してください。**証明内容について就労先事業者等に無断で作成したり、改変を行ったときは刑法上の罪に問われる場合があります**。（証明された内容について、不明点がある場合、事業所に確認を行うなどの実態調査を行います。）

◆就労証明書の**有効期限は発行日から３か月**です。期限の切れた証明書は利用できませんので、事業所に証明書の記載を依頼する際は、期限に注意してください。

◆就労先が複数ある場合には、各就労先事業者による証明が必要です。

◆**証明された内容について、虚偽や誤記載等があった場合は、保育の申込または利用を取り消すことがあります**。

≪保育を必要とする事由を証明する書類：就労以外の場合≫

保育を必要とする事由	提出書類
妊娠・出産	**「妊娠・出産申立書」（指定様式）** 母子健康手帳の表紙の写し（申立書にのり付け）
疾病・障害	以下のいずれか１点 **・保育不可である**と医師が証明した**「診断書（発行日から３か月以内のもの）」（指定様式）** ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し（氏名・状況がわかるもの）
同居親族の介護・看護	**「介護・看護申立書」（指定様式）** **「スケジュール表」（指定様式）** 添付書類として以下のいずれか１点 ・医師が証明した診断書（発行日から３か月以内のもの） ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し（氏名・状況がわかるもの） ・介護保険被保険者証の写し（要介護認定の記載があるもの）
求職活動	**「求職活動（起業準備）申立書」（指定様式）**
就学（学校教育法・職業能力開発促進法等によるもののみ）	在学証明書または受講決定通知等の写し 就学期間および授業カリキュラムがわかる資料
育児休業	**「就労証明書」（指定様式）**

≪世帯状況によって必要な書類≫

①申込時に北名古屋市に住所がないが、転入先が確定している場合	
必要書類	転入先を確認できる書類（例：不動産売買契約書の写し、賃貸契約書の写し） **※転入先が確定していない場合、書類の提出は必要ありませんが、利用調整時の優先順位が低くなります。**
②ひとり親家庭の場合（以下のいずれか１点）	
必要書類	児童扶養手当証書の写し、戸籍謄本（離婚・除籍等の記載のあるもの）等
③世帯に在宅障害者(児)※がいる場合（以下のいずれか１点）	
必要書類	手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、年金証書または年金決定通知書（障害基礎年金を受給していることがわかる箇所を含む）の写し **※在宅障害者(児)：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金の障害基礎年金の受給者**
④生活保護を受けている場合	
必要書類	生活保護受給証明書の写し
⑤申請時、北名古屋市における保育の必要な事由（求職活動以外）を満たした状態で直近３か月以上かつ月６０時間以上、申請児童を有償（幼児教育・保育無償化、多子軽減等での無償を含む）で、施設又は親族以外の者に預けている場合（**求職活動事由での申込みを除く**）	
必要書類	**「保育施設等利用状況証明書」（指定様式）**
⑥きょうだいが市内の認定こども園を**１号認定で**利用中または利用申込をしている場合で、同じ施設の利用を希望する場合	
必要書類	**「施設利用・申込状況証明書」（指定様式）**

様式第２（第５条関係）

子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（２・３号）

記載例

（宛先）
北名古屋市長

教育・保育給付認定及び保育所等の利用について、次のとおり申請します。申請に際し、保育所等において保育を受けること及び保育料等の決定のために必要な個人情報を確認されることに同意します。また、提出書類及び市が確認した情報等を保育所等に提供することに同意します。

申請児童

保護者氏名： 北名古屋　太朗　（続柄：父　）

フリガナ / 氏名	生年月日（西暦）	年齢	出生順位	性別	障害者手帳等
キタナゴヤ　ジロウ 北名古屋　二朗	2022年 5月 2日	1 歳児 R6年4月1日時点	第 3 子	☑男 ☐女	☐有 ☑無

個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

同居する保護者のうち、主たる生計維持者を保護者①としてください。

保護者 ※保護者①欄には同居する保護者のうち、主たる生計維持者を記入してください。

	保護者①		保護者②
続柄	☑父 ☐母 ☐その他（　　　）	続柄	☐父 ☑母 ☐その他（　　　）
フリガナ / 氏名	キタナゴヤ　タロウ 北名古屋　太朗	フリガナ / 氏名	キタナゴヤ　ハナコ 北名古屋　花子
生年月日（西暦）	1990年 4月 15日	生年月日（西暦）	1989年 7月 8日
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
現住所（申請日時点）	北名古屋市熊之庄御榊60番地　師勝マンション203号	現住所（申請日時点）	北名古屋市熊之庄御榊60番地　師勝マンション203号
R5年1月1日の住所地（都道府県／市区町村）	愛知県／名古屋市	R5年1月1日の住所地（都道府県／市区町村）	愛知県／名古屋市
R6年1月1日の住所地（都道府県／市区町村）	愛知県／北名古屋市	R6年1月1日の住所地（都道府県／市区町村）	愛知県／北名古屋市

保護者連絡先（携帯電話）	0 8 0 － × × × × － × × × ×	続柄	☐父 ☑母 ☐その他（　　　）

書類不備等の際に連絡させていただく番号を記入してください。

世帯の状況

特別認定	☐ 生活保護受給世帯 ☐ ひとり親世帯 ☑ 障害者手帳等を持っている家族がいる世帯（手帳等保持者名 北名古屋　寿子）		
きょうだいの状況	☐ きょうだいが同時に保育施設の利用を希望している。	☐新規入所	☐転園

手帳を持っている家族がいる場合、手帳の写しを提出していただきます。

保育を必要とする事由

父	☐不存在	☑就労		☐疾病・障害	☐介護・看護	☐求職活動	☐就学	☐育児休業	☐その他
母	☐不存在	☑就労	☐妊娠・出産	☐疾病・障害	☐介護・看護	☐求職活動	☐就学	☐育児休業	☐その他

育児休業から復職する予定で申込む場合は、「就労」にチェックしてください。

保育利用に関する希望

利用開始日（西暦）	2024年 4月 1日	利用終了日（西暦）	2029年 3月 31日
利用希望時間	月～金曜日　8時 30分 ～ 17時 00分	土曜日	時　分 ～　時　分

利用希望施設

ご案内冊子のP8～9に記載された施設コードを記入してください。

施設名は略称で構いません。

希望順位	施設コード（右詰め）	施設名（略称）	希望順位	施設コード（右詰め）	施設名（略称）	第11希望以降の利用調整	
第1希望	1	能田	第6希望			☑	希望しない
第2希望	ア	森くま	第7希望			☐	希望する
第3希望	G	ニチイ	第8希望				☐ 全園希望
第4希望			第9希望				☐ 指定園希望
第5希望			第10希望				※施設記入欄は裏面

担当課記入欄

受付日（受付印の日にち）	元号　年　月　日	支給認定日	元号　年　月　日
認定開始日（利用開始日）	元号　年　月　日	認定終了日	元号　年　月　日
☐手入力（未転入/未出生/認定済）		利用終了日	元号　年　月　日
保育必要量	☐ 短時間 ☐ 標準時間	指数（右詰め）	

申請児童・保護者以外の同居者　　※別居のきょうだいがいる場合も記入してください。

続柄	氏　名	生年月日（西暦）	保育施設等利用状況 （公立保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所・認可外保育施設・児童発達支援事業所等を利用している場合に記入）		市内の保育施設等申請状況 （市内の公立保育園・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所への入所・転園を希望している場合に記入）		
姉	北名古屋　育子	2016年　8月10日	☐利用中	施設名	☐申請中	☐新規入所 ☐転園	第1希望施設名
兄	北名古屋　一朗	2020年　5月　5日	☑利用中	施設名 能田保育園	☐申請中	☐新規入所 ☐転園	第1希望施設名
祖母	北名古屋　寿子	1960年　10月　7日	☐利用中	施設名	☐申請中	☐新規入所 ☐転園	第1希望施設名
		年　月　日	☐利用中	施設名	☐申請中	☐新規入所 ☐転園	第1希望施設名
		年　月　日	☐利用中	施設名	☐申請中	☐新規入所 ☐転園	第1希望施設名
		年　月　日	☐利用中	施設名	☐申請中	☐新規入所 ☐転園	第1希望施設名

きょうだい同時に申請（新規入所・転園）をする場合の利用希望

- ☐ きょうだいが同一施設に同時に入所できる場合のみ、利用を希望する。
- ☐ きょうだいが同時に入所できる場合には、異なる施設でも利用を希望する。
  - ☐ 希望順位にかかわらず、きょうだい同一施設を優先して希望する。
  - ☐ きょうだい同一施設よりも、それぞれの希望順位を優先して希望する。
- ☐ きょうだいが同時に入所できない場合も、利用を希望する。※同時入所できないきょうだいについて、保育手段を選択してください。
  - ☐ 育児休業を延長し、保護者が保育する（申請児童が3歳児以上の場合のみ選択可）。
  - ☐ 保護者以外の親族が保育する。【 祖父 ・ 祖母 ・ おじ ・ おば ・ 曾祖父 ・ 曾祖母 ・ その他（　　　　　）】
  - ☐ 職場の託児所等を利用する。
  - ☐ 一時保育を利用する。
  - ☐ 認可外保育施設等を利用する。
  - ☐ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

利用希望施設（第11希望以降の施設）

希望順位	施設名（略称）	希望順位	施設名（略称）	希望順位	施設名（略称）
第11希望		第16希望		第21希望	
第12希望		第17希望		第22希望	
第13希望		第18希望		第23希望	
第14希望		第19希望		第24希望	
第15希望		第20希望		第25希望	

5　保育施設一覧

北名古屋市には、公立保育園の他に、民間法人等が運営する３種類の保育施設があります。**お預かりできる児童の対象年齢、開所時間等に違いがありますので、希望施設を選択する際には必ず確認をお願いします。**

施設の詳細は、各施設のホームページをご覧ください。施設の位置図については、本冊子巻末の MAP でご確認いただけます。公立保育園の保育園開放については、P14 をご確認ください。公立保育園以外の施設見学については、各施設に問い合わせをお願いします。

〈公立保育園〉

施設コード	保育園名（略称）	対象年齢	開所時間	所在地	電話番号
1	能田保育園（能田）	0歳児 (6か月～) ～5歳児	平日・土曜日 7:30～19:30	能田南屋敷 366 番地	26-7761
3	久地野保育園（久地野）			久地野北浦 69 番地	22-5060
7	西之保保育園（西之保）			西之保西出 55 番地	21-0266
5	九之坪保育園（九之坪）		平日・土曜日 7:30～19:30 **※令和７年度より 平日・土曜日 7:30～19:00**	九之坪笹塚 45 番地	23-7391
9	弥勒寺保育園（弥勒寺）			弥勒寺西 1 丁目 72 番地	22-4426
6	徳重保育園（徳重）	1歳児～ 5歳児	平日・土曜日 7:30～19:00	徳重中道 32 番地	21-0274
2	鹿田北保育園（鹿田北）		平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:00 **※令和７年度より 土曜日保育中止**	鹿田永塚 167 番地	22-2655
4	六ツ師保育園（六ツ師）			六ツ師宮西 66 番地	22-9788
8	沖村保育園（沖村）			沖村山ノ神 27 番地	21-4712
10	中之郷保育園（中之郷）			中之郷栗島 122 番地	21-0129
11	久地野保育園分園（分園） ㈱ニチイ学館に運営委託	1・2歳児	平日・土曜日 7:30～19:30	久地野戌亥 15 番地 1	22-1210

※令和７年度より土曜日保育が中止となる保育園があります。土曜日保育が必要な場合は、土曜日保育を実施する園（市が指定する園）で保育を行います。

〈幼保連携型認定こども園〉

施設コード	施設名（略称）	対象年齢	開所時間	所在地	電話番号
ア	認定こども園 森のくまっこ　（森くま） 社会福祉法人ＮＵＡ運営	0歳児 (6か月～) ～5歳児	平日・土曜日 7:30～19:30	熊之庄城ノ屋敷 2930 番地	26-0130
イ	幼保連携型認定北なごや中部こども園（中部） 社会福祉法人聖英会運営	0歳児 (3か月～) ～5歳児		鹿田西村前 100 番地	39-5900

※認定こども園での教育【1号認定】を希望する場合は各こども園へご相談ください。

〈小規模保育事業所〉

０～２歳児の少人数(定員６～19 人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細やかな保育を行います。市が認可し、給付対象として確認しています。

種別	施設コード	施設名（略称）	対象年齢	開所時間	設置	所在地	電話番号
A型	A	といろ保育園 ～北名古屋本園～ （といろ本）	0 歳児 (2 か月～) ～2 歳児	平日 7:30～18:30	株式会社	石橋角畑 178 番地	21-5603
	D	といろ保育園 ～北名古屋九之坪園～ （といろ九）		平日・土曜日 7:30～19:30		九之坪南城屋敷 46 番地	65-7760
	G	ニチイキッズ 井瀬木保育室 （ニチイ）				井瀬木高畑 162 番地 Life21 1F	27-2575
	H	スター・キッズ西春 （スター）				九之坪松馬場 47 番地	26-7890
	B	宮前ひよコ園（宮前）		平日・土曜日 7:30～18:30	NPO 法人	西之保宮前 56 番地 3	54-1377
	F	スクルドエンジェル 保育室　北名古屋園 （スクルド）	0 歳児 (3 か月～) ～2 歳児	平日・土曜日 7:30～19:30	株式会社	高田寺東の川 34 番地	65-6466
	E	はな保育室 にしはる駅前 （はなにし）	0 歳児 (6 か月～) ～2 歳児			鹿田 3534 番地 2	39-6800
	I	北名古屋市社協小規模 保育所「にこりん」 （にこりん）			社会福祉法人	北野八竜前 12 番地	24-2453
	J	はな保育室 とくしげ駅前 （はなとく）			株式会社	徳重小崎 33 番地 1	65-7160
	K	ゆうか みろくじ保育室 （ゆうか）			学校法人	弥勒寺東 2 丁目 235 番地 トミタビル 1F	27-3250
B型	C	保育ルーム あすなろハート （あすなろ）			NPO 法人	西之保大井 24 番地	65-8835

※　種別の違い（職員資格）

Ａ型：全員が保育士資格保有

Ｂ型：1/2 以上が保育士資格保有（保育士以外は国が定めたカリキュラムを受講した子育て支援員）

〈家庭的保育事業所〉

０～２歳児の少人数(定員５人以下)を対象に、家庭的な雰囲気の中で、きめ細やかな保育を行います。市が認可し、給付対象として確認しています。

施設コード	施設名（略称）	対象年齢	開所時間	設置	所在地	電話番号
Z	ひよりキッズ（ひより）	0 歳児 (11 か月～) ～2 歳児	平日 8:15～17:15	個人	高田寺一本橋 69 番地 10	25-7332

6　利用申込みから入所まで

定員を超える申込みがあった場合、北名古屋市保育利用調整基準表に基づいて利用調整を行い、保育の必要性の高い方から順に入所施設が内定となります。（**申込順ではありません。**）

これにより、**第１希望ではない保育施設や、きょうだい別々の施設に内定する場合もあります。**

⑴　入所日及び保育利用期間について

保育施設は、**転入等の場合を除き、原則として毎月１日または 16 日の入所**で、保育を必要とする事由により、保育の利用期間が決定されます。（保育を必要とする事由の発生日が、1～15 日の場合のみ１日入所を希望していただけます。）

ただし、利用期間内であっても家庭や児童の状況の変化等により、自宅での保育が可能（又は集団保育が適当でない）と認められる場合は、退所となります。

⑵　利用時間について

認定された保育必要量（短時間・標準時間）の範囲内で、**保育を必要とする事由にかかる時間のみ利用ができます**。なお、**入所日から保育を必要とする事由の発生日前日までは、各施設の指定する時間の範囲内**で、必要な時間での利用をお願いしています。

⑶　入所クラスについて

入所クラスについては、本冊子表紙をご確認ください。２か月児での入所を検討される場合は、児童課にご相談ください。

⑷　施設見学について

施設の見学を希望する場合、事前に希望施設にお問い合わせください。

公立保育園については公立保育園の保育園開放について（Ｐ14）をご確認ください。

⑸　申込時と状況が変わった場合

家族構成（婚姻・離婚等）、保護者の勤務先等、申込時に提出した証明書等の状況が変わった場合は、再度書類の提出が必要になります。**利用が内定している場合は、内定取消となり再び利用調整を行うことがあります。**また、家庭での保育が可能となった場合や転出等で入所を辞退する場合は、児童課にご連絡ください。

⑹　第１希望以外の保育施設に利用が内定した場合

複数の保育施設に利用を希望している場合、いずれかの希望施設の利用が内定した段階で、ほかの希望施設への申込みは効力をなくします。**入所後に転園を希望される場合は、別途届出が必要となります。**（Ｐ15 参照）**届出がない場合、利用調整は行いません。**

なお、転園が内定した場合、それまで利用していた施設に戻ることはできませんのでご注意ください。

内定の辞退は、確保していた施設の枠が空いてしまうことになり、他の利用希望者が入所できないことにつながります。内定を辞退された場合、同一年度の保育利用申込等の際に利用調整時の点数を減点する等の対応を行います。

４月入所スケジュール

令和６年４月入所は、児童の歳児・保育を必要とする事由を問わず、全て10月24日（火）～11月１日（水）の指定日で受付をしますのでご注意ください。

⑴　保育利用申込受付スケジュール

令和６年４月入所の利用申込受付は、以下のスケジュールで実施します。期間内のいずれかの日程で申込みをしてください。**昨年度まで行っていた児童の面接は受付時には行いません。**

受付日	受付時間	受付場所
10 月 24 日（火）	午前９時～午後４時	北名古屋市役所東庁舎 ２階　大会議室 （熊之庄御榊 60 番地）
25 日（水）	午前９時～正午	
26 日（木）	午前９時～正午	
30 日（月）	午後１時～午後４時	
31 日（火）	午前９時～正午	
11 月１日（水）	午前９時～午後４時	

↓

利用調整結果送付	**令和５年 12 月下旬**	幼児教育・保育認定証、利用調整結果通知、健診及び入園説明会のご案内等の送付

↓

利用調整の結果について、電話での問い合わせにお答えすることはできません。
利用調整の結果は内定です。児童の面接や健康診断等の後に保育の利用決定を行います。

内定施設での面接	児童課から送付する文書または、内定施設からの案内に従い面接を受けてください。面接の結果によっては内定を取り消すことがあります。

↓

集団保育が可能か入園支援委員会で検討し、入所について相談をさせていただくことがあります。集団での保育が難しいと判断される場合、入所をお断りする場合があります。

健康診断・入園説明会等	各園での健康診断・入園説明会にご参加ください。 健康診断等の結果によっては内定を取り消すことがあります。

公立保育園の健康診断や入園説明会の日程は、ホームページに掲載します。

⑵　期間中に申込ができなかった場合

指定された期間中に申込みができなかった方（転入が決まった場合など）については、**令和６年１月 11 日（木）～２月５日（月）に児童課（東庁舎１階③窓口）で受付を行います**。

ただし、期間中に申込みをされた児童の利用調整の結果、定員に空きのある施設のみが対象となります。結果の送付は２月中旬を予定しています。入所内定後、児童の面接と健康診断を受けていただきますが、集団保育が難しいと判断された場合、入所をお断りする場合があります。

⑶　４月の入所申込をされた保護者の皆様へ

利用調整は、提出された書類をもとに保育の必要性を数値化して実施しますので、**保育を必要とする事由（就労等）や世帯状況（ひとり親世帯等）に変更が生じた場合、必ず児童課にご連絡をお願いします。**変更内容によっては、公平性の観点から、内定を取消す場合がありますのでご了承ください。

> 例）申込時は就労時間が週 40 時間だったが、週 30 時間に減少となった。
> →利用調整時に週 40 時間勤務に応じた点数で審査されるため、週 30 時間の勤務に応じた点数では内定に至らないと判断された場合、内定を取消す場合があります。

育児休業から復職する予定（就労事由）で申込をされた場合、**確定した育児休業期間の確認のため、入所内定後に改めて就労証明書の提出を依頼します。**４月入所される場合、４月中に育児休業から復職していただくことが必要です。

> 例）申込時は４月に育児休業から復職する予定だったが、復職日が５月に変更となった。
> →５月に復職することとなった場合、内定を取消します。

就労事由で申込をされた場合、入所後に４月以降の就労実績を確認させていただきます。

申込時に提出された就労証明書の内容と就労実績に差異がある場合、退所となる場合があります。

> 例）申込時に月 160 時間勤務の就労証明書を提出したが、４月の勤務実績が 120 時間しかなかった。
> →利用調整時に月 160 時間勤務に応じた点数で内定したため、月 120 時間の勤務に応じた点数では内定に至らないと判断された場合、退所となる場合があります。

市外から北名古屋市に転入予定で、内定した場合、保育所の利用については、転入の確認ができた後からの利用となります。

> 例）４月１日入所で内定をしたが、都合により北名古屋市に転入するのが、５月になる。
> →４月中に転入が確認できない場合、内定を取り消します。５月以降に入所を希望する場合は、改めて入所申込みが必要です。

５月以降の入所スケジュール

申込書配布

・申込書は、児童課の窓口で配布します。

↓

認定申請 兼 申込み

・受付期間：原則、入所希望月の前月５日まで（Ｐ14 参照）
・受付場所：児童課窓口
※　令和７年度４月入所受付期間については、「令和７年度北名古屋市保育所等入所のご案内」でお知らせします。（令和６年秋頃配布予定）
※　申込内容の変更は、電話での受付は行いません。

↓

書類確認・教育・保育認定

・利用調整に際し、提出書類の確認など電話連絡をさせていただく場合があります。また、事前に児童の面接をさせていただく場合があります。
・受付日に応じて、「幼児教育・保育認定証」をお送りします。「幼児教育・保育認定証」は教育・保育給付を受ける資格を有することを市が認定した証明書であり、保育施設の利用決定ではありません。
※　保育基準を満たさず保育の利用ができない場合は、教育・保育給付認定非該当通知を発送し、利用調整は行いません。

↓

利用調整

・保育を必要とする程度に応じて入所の順位を決め、順位の高い児童から入所を内定します。
・**原則、毎月 10 日（Ｐ14 参照）に利用調整を行います。結果については、利用調整日から１週間程度で発送します。**

↓

入所内定　／　**入所保留**（→ 利用調整へ戻る）

【入所内定】利用調整（入所内定）結果、入所必要書類を発送します。
【入所保留】希望された施設に空きがない場合や、申請者数が定員を上回り、利用調整の結果、ご希望の施設に内定しなかった場合は、「保育利用保留通知書」を、**利用調整日から１週間程度で発送します。**
　入所保留の場合で、引き続き利用調整希望の方は、**認定期間内において**、令和７年３月入所まで毎月利用調整の対象になります。（令和７年度の入所については、別途申込みが必要です。）
　入所希望月以降の利用調整結果は、入所内定の場合にのみ送付します。
※　入所保留中で申込時の状況から変更が生じた際には、必ず児童課に連絡してください。（申込みの取り下げ、保護者の勤務先・勤務時間・住所・氏名・世帯状況が変わったとき等）
　なお、申込みを取り下げたいときは、「子どものための教育・保育給付認定取消届兼保育利用辞退届」を提出してください。

↓

健康診断・面接 入所説明

【健康診断・面接】入所内定者には、健康診断及び内定施設での親子面談を行います。なお、**健康診断および面接結果により、集団保育が困難と判断された場合、入所内定を取消すことがあります。**

↓

入所決定 保育料等決定

【入所決定】民間保育施設の利用が決定した場合は、入所契約を結びます。（公立保育園は契約手続きはありません。）
【保育料等決定】保育料等決定通知等は、保育施設を通じて配布します。

↓

口座振替の登録 通所開始

【口座振替登録】保育料等は、口座振替による納付をお願いしています。手続きに必要な口座振替依頼書を、取扱金融機関窓口へご提出ください。
※　民間保育施設利用の場合は、施設よりご案内します。
【通所開始】保育を必要とする事由に係る時間に応じて、保育施設を利用していただきます。

◇令和６年度　年度途中入所の保育利用申込受付日程と利用調整日程

入所希望月	申込受付期間（平日のみ）	利用調整日	結果発送
５月	３月11日(月)～４月５日(金)	４月 10日(水)	結果は利用調整日から１週間程度で発送します。
６月	４月11日(木)～５月７日(火)	５月 10日(金)	
７月	５月13日(月)～６月５日(水)	６月 10日(月)	
８月	６月11日(火)～７月５日(金)	７月 10日(水)	
９月	７月11日(木)～８月５日(月)	８月 ９日(金)	
10 月	８月13日(火)～９月５日(木)	９月 10日(火)	
11 月	９月11日(水)～10月７日(月)	10 月 10日(木)	
12 月	10月11日(金)～11月５日(火)	11 月 ８日(金)	
１月	11月11日(月)～12月５日(木)	12 月 10日(火)	
２月	12月11日(水)～１月６日(月)	１月 10日(金)	
３月	１月14日(火)～２月５日(水)	２月 10日(月)	

7　公立保育園の保育園開放について

公立保育園では、保育園を開放し、親子で遊びながら友だちづくりや、お母さん同士が仲良くなれる場を提供しています。

保育園名	開催曜日	
鹿田北保育園	毎週火曜日	○対象：入園前の乳幼児親子 ○時間：午前 10 時～午前 11 時 30 分 ○場所：園庭及び多目的室 （内容） 親子で好きな遊びを見つけて楽しく遊んだり、知り合った友達と一緒に過ごします。 ・園庭遊び・室内遊び・季節の遊び ・体操・絵本、紙芝居の読み聞かせ ・手遊び、ふれあい遊び ・園児との交流・子育て相談等
六ツ師保育園	毎週金曜日	
九之坪保育園	毎週水曜日	
徳重保育園	毎週火曜日	
西之保保育園	毎週火曜日	
沖村保育園	毎週火曜日	
中之郷保育園	毎週火曜日	

※保育園開放を行っていない日もあります。各保育園にお問い合わせください。

※保育園開放を行っていない下記の施設は、併設の支援センターへお越しください。

能田保育園	東子育て支援センター
久地野保育園	南子育て支援センター
弥勒寺保育園	北子育て支援センター

8　入所後の手続きについて

(1)　入所申込時と状況が変わった場合

家族構成（婚姻・離婚等）、住所、保護者の勤務先、保育を必要とする事由等、申込時（現況時）に提出した証明等で状況が変わった場合は、**入所している施設に申し出て、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」または「子どものための教育・保育給付認定申請内容変更届」を、添付書類とともに提出してください。**

⑵　退所の場合

家庭での保育が可能になった場合や転出等で退所する場合は、**「子どものための教育・保育給付認定取消届兼保育利用辞退届」を入所している施設に提出してください。**なお、入所基準に該当しなくなった場合や市内に住民票が無くなった場合は、保育の利用期間内でも退所となります。退所が決まった場合、利用中の施設または児童課に早急にご連絡ください。退所日の 10 日前までにご連絡いただけなかった場合、保育料・給食費が引き落としされる場合があります。

⑶　転園を希望する場合

保育利用決定後に保育施設の変更を希望される場合は、「保育所等転園希望申請書」を入所している施設に提出してください。ただし、転園は児童の環境変化に伴うストレスをもたらし、乳幼児突然死症候群（SIDS）の発症リスクを高める可能性があることから、年度途中の転園について、**乳児（０～２歳児）は受付日時点で入所月から２か月以上が経過している場合に限り、転園希望の受付を行います。**

⑷　継続入所の場合

継続入所のため、保育必要性を確認するための現況確認書類（就労証明書等）を各保育施設へ提出していただく必要があります（時期未定)。詳細については、保育施設を通じてご案内します。

9　保育料について

保護者の皆さまに負担していただく保育料は、保育を実施する上で貴重な財源となります。保育料を滞納されないよう、ご理解ご協力をお願いします。なお、延長保育料は、保育料とは別料金となります。（Ｐ16 参照）

⑴　保育料が必要な児童

公立保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所を利用する０～２歳児にかかります。

ただし、住民税非課税世帯については、保育料無償化の対象になります。また、児童の年齢は年度内適用となるため、**年度途中で年齢が変わっても、保育料の変更はありません。**

⑵　保育料の決定方法等

保育料は、生計をたてている父と母の合計した市民税所得割額か、父母に代わって生計をたてている祖父母等の市民税所得割額の合算額に応じて段階的に決まります※1。市民税額を基に市が設定した保育料の区分と、保育必要量に応じ、保育料を決定します。

４月～８月分は令和５年度の市民税額、**９月～翌年３月分は令和６年度の市民税額**が根拠となります※2。市民税所得割額は、６月頃に市から通知される「市・県民税特別徴収税額の決定通知書」又は「市民税・県民税税額決定・納税通知書」で確認できます。

なお、月途中で入所・退所した場合は、日割り計算が適用されます。

※１　教育・保育給付認定申請時に個人番号（マイナンバー）を記入することにより、課税証明書の提出は原則不要になります。ただし、市外から転入された方は、課税状況の確認ができない場合があるため、課税証明書の提出等を求めることがあります。

※２　未申告等の理由で、世帯の市町村民税課税額が確認できない場合は、児童の年齢に該当する最高階層（額）の保育料となります。

⑶ 保育料の納入方法について

◆公立保育園

原則、指定の金融機関での口座振替によるお支払いとなります。口座振替の手続きには１か月程度必要なため、児童１人につき申込書１枚をお早めに金融機関へご提出ください。口座振替日（納付期限）は毎月７日ですが、４月は23日、５月は16日となります。
なお、当該日が休日の場合は、金融機関の前営業日が振替日（納付期限）となります。

各月納期までに保育料の納付がないときは、園からの声掛け、督促状や催告書の送付のほか、延滞金の徴収、財産の調査や差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。

◆認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所

直接施設への支払いとなります。支払方法等については、各施設にお問い合わせください。

10 給食費について

⑴ 給食費が必要な児童

公立保育園、認定こども園を利用する３～５歳児にかかります。ただし、保護者の所得やご家庭の状況によって給食費の徴収免除対象となる場合があります。

⑵ 給食費の決定方法等

保育料の決定方法に準じて給食費の徴収免除対象者を決定します。

⑶ 給食費の納入方法について

◆公立保育園

令和５年度については、市内の公立保育園の給食費は 6,000 円です。給食費の納入方法は、保育料と同様です。

◆認定こども園

認定こども園の給食費は、各施設の定める金額です。令和５年度については、給食費徴収免除対象となった場合、主食費（米・パン等）900 円までと、副食費（おかず・牛乳等）相当額が免除となります（土曜日の給食を除く）。直接施設への支払いとなりますので、支払方法等については、各施設にお問い合わせください。

11 延長保育時間について

◆公立保育園

⑴ 延長保育

午後６時 30 分を超える保育には、延長保育料が必要です。やむを得ない場合を除き、**延長保育の利用申請・辞退の届出は<u>前月の 20 日まで</u>**に行ってください。

区分	実施保育園	利用料（月額）
午後７時まで保育を行う施設	徳重	1,000 円
午後７時を超えて保育を行う施設	能田、久地野、九之坪※、西之保、弥勒寺※、久地野分園	2,000 円

※九之坪保育園・弥勒寺保育園については、令和７年度より午後７時まで保育を行う施設（月額 1,000 円）に変更になります。

⑵　早朝保育・夕方保育・土曜日保育

午前８時30分以前の早朝保育、午後４時30分を超える夕方保育、土曜日保育の利用が必要な方は届出が必要です（標準時間保育利用者も含む)。届出については、入園説明会または、入園前健診時に保育園よりご案内します。

◆認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所

延長保育の実施の有無、料金体系等は、各施設にお問い合わせください。

12　実費負担について

保育料・給食費の他に、各年齢児で必要な指定物品について実費負担をお願いします。

◆公立保育園

歳児	内容	集金時期	金額（参考価格）
０～２歳児	連絡ノート（年間４冊程度）	随時	1,000円程度
３～５歳児	出席ノート、出席シール、名札、パステル粘土等	４月頃	2,000円程度
５歳児	社会見学に係るバス代	６月頃	1,500円程度

※その他、保護者にご用意いただくものは、入園説明会でご案内します。

◆認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所

施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

13　広域入所について

広域入所とは、児童の住所地以外の市区町村の保育施設に入所を希望する場合、市区町村間で受委託を行うことで希望する保育施設への入所が可能となる制度です。

ただし、双方の市区町村が広域入所の取り扱いをしていることが必須条件となります。

⑴　広域入所が可能な場合

母親の里帰り出産等や両親の勤務地の関係などで居住地での入所が困難な場合。(保育を必要とする事由がない場合は入所できません。)

※　**広域入所を希望される時点で、市内保育所等を利用している児童につきましては、広域入所をしている間の<u>席の確保はしません</u>ので、退所となります。**

⑵　手続き

		北名古屋市から他市区町村の施設へ入所を希望される方（委託）	他市区町村から北名古屋市の施設へ入所を希望される方（受託）
1	相談窓口	北名古屋市児童課	住所がある他市区町村
2	市区町村によっては、広域入所を扱っていない場合もあります。 まずは、**入所希望施設のある市区町村**に広域入所を扱っているかどうか及び、下記の事項を確認してください。 **①希望施設の空き状況　②入所申込締切日　③必要書類等**		
3	対象	**北名古屋市の保育入所基準を満たし、里帰り出産等の事由がある方**	**お住まいの市区町村での保育入所基準を満たしている<u>３～５歳児</u>**
4	申請窓口	北名古屋市児童課	お住まいの市区町村の保育所等広域入所担当
5	必要書類が整い次第、入所希望施設のある市区町村と広域入所協議を行います。		

～保育所等入所Q＆A～

全般

Ｑ１　保護者二人とも実働が１か月120時間以上あり、保育標準時間の基準を満たしていますが、保育施設の送り迎えは祖父母が行うため、午前８時30分から午後４時30分までの保育時間で十分です。保育短時間の認定を受けることは可能ですか？
Ａ１　利用時間に応じて、保育短時間の認定を受けることができます。

Ｑ２　母はフルタイム就労で実働が１か月120時間以上あり、父は求職活動中です。保育標準時間の認定を受けることは可能ですか？
Ａ２　父母双方の就労状態を考慮し認定を行うため、この場合は保育短時間認定となり、保育標準時間の認定を受けることはできません。

Ｑ３　申込の時点では正社員でしたが、入所時にパートとなった場合、どうなりますか。
Ａ３　就労証明書に記載された勤務時間に応じて保育の必要性を判断し、利用施設が内定します。正社員・パートの雇用形態は問いませんが、勤務時間が短くなった場合、内定を取り消す場合がありますので、事前に児童課にご相談ください。

Ｑ４　祖父母と同居ですが、保育施設に入れますか？
Ａ４　児童の保護者（父、母）が保育を必要とする事由に該当すれば、祖父母と同居されていても申込みは可能です。

Ｑ５　８月23日が出産予定日です。産前産後の間、２歳児の子どもを保育施設に入れたいのですが、何月入所での申込みができますか？
Ａ５　出産予定日の６週間前の日が属する月からの入所申込みが可能です。ただし、出産予定日の６週間前が１～15日の場合は１日入所、16～末日の場合は16日入所となります。８月23日が出産予定日の場合、６週間前は７月12日のため、７月１日入所の申込みが可能です。

Ｑ６　子どもに障がいがありますが、入所できますか？
Ａ６　障がいの有無で入所の可否を判断することはありません。事前に、集団保育がお子様にとって適切かどうかを面談により確認させていただきます。児童課にご相談ください。

Ｑ７　食物アレルギーがあるのですが、受け入れできる保育施設はありますか？
Ａ７　原則として、全保育施設においてアレルギー対応を行っております。児童面接時に、提出書類等の詳細をご案内します。

Ｑ８　４月に２歳児クラスに入所している子どもが満３歳の誕生日を迎えると、３歳児（年少）クラスへ変わり、保育料も変わりますか？
Ａ８　満３歳の誕生日を迎えると、認定区分は３号認定から２号認定に変わりますが、**年度中に３歳児クラスへ変わることはありません。また、保育料も変わりません。**

Ｑ９　第３希望の施設に内定しましたが、家から遠くて通うのが難しいです。すぐに転園はできますか？
Ａ９　転園希望も新規の入園申込と同様に利用調整の対象となるため、希望を出してもすぐに転園できるわけではありません。特に乳児（０歳～２歳児）の場合、転園がもたらすストレスが大きく、乳幼児突然死症候群（SIDS）の発症リスクを高める可能性があることから、**入所月から２か月以上が経過している場合に限り、転園希望の受付を行います。**そのため、**入所希望施設の選択は慎重に行ってください。**

保育利用時間

Ｑ１　保護者の都合でお迎えの時間が遅くなる時は、当日の延長保育を利用できますか？

Ａ１　延長保育及び土曜日保育を利用する場合は、急な残業などやむを得ない場合を除き、原則、前月の20日までに申込みをする必要があります。（別途料金が発生します。）なお、買い物、娯楽、カルチャースクールなど保育の必要性の基準に該当しない理由での利用はできません。

Ｑ２　仕事を終え、一度家に帰って夕食の準備をしてから迎えにいくことは可能ですか？

Ａ２　保育施設を利用できる時間は、保育を必要とする事由（就労等）にかかる時間のみとしているため、**家事等を行う時間の利用はお断りしています。**特別な事情がある場合を除き、就労事由でご利用されている場合、**職場から直接保育施設へのお迎えをお願いしています。**

保育料・給食費

Ｑ１　保育料等を滞納した場合、どうなりますか？

Ａ１　保育料の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方に対する公平性に欠けるとともに、保育園の運営を妨げる要因となります。公立保育園を利用されている場合、支払いが困難なご家庭につきましては、分納による支払い等納付計画の相談もお受けしますので、できるだけ早く児童課にご相談ください。なお、納期限までに保育料等を納付しなかった場合には督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、この保育料等を完納しなかった場合においては、児童の扶養義務者の勤務先などに照会を行ったうえで、地方税法の滞納処分の例により給与・預貯金・不動産などの財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。民間の保育施設（認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所）を利用されている場合、入所時に取り交わす契約書等に基づき対応が決定すると考えられますので、各施設にお問い合わせください。
なお、保育料等の滞納がある場合（きょうだい分含む）、利用調整時に減点となります。

出産・育児休業

Ｑ１　５月31日まで育児休業を取得しています。４月からの入所が決まりしだい、４月から職場復帰をしたいと考えています。申込みはできますか？

Ａ１　申込時に提出していただく**「就労証明書」に、育児休業が短縮可能である旨の記載があれば、短縮可能時期に応じた申込みが可能です。**（短縮可能時期が４月14日以前であれば４月１日または16日入所、４月15日～４月29日であれば４月16日入所の申込みが可能です。）

Ｑ２　下の子の育児休業中、上の子の入所申込みはできますか？

Ａ２　入所させたいお子様が３歳児～５歳児のクラスに該当する方であれば申込みしていただけます。なお、在園児の取扱については、本冊子２ページの※４をご確認ください。

市外の保育施設への申込み

Ｑ１　３月下旬に他市へ転出予定です。転出先の市の保育施設に入所させたい場合、申込みはどうすればいいですか？

Ａ１　市区町村によって手続きの方法、申込期日及び認定の条件等が異なりますので、できるだけ早く転出予定の市区町村へご相談ください。

市外から北名古屋市内の保育施設への申込み

Ｑ１　４月に北名古屋市へ転入予定です。４月から北名古屋市の保育施設を利用したいのですが、教育・保育給付認定申請や入所の申込みはどうすればいいですか？

Ａ１　申込時点で他市町村にお住まいであっても申込は可能です。決められた期間中に北名古屋市へ教育・保育給付認定の申請と入所の申込みをしてください。**ただし、入所は北名古屋市への転入が確認できた後からとなり、内定月までに転入が確認できない場合、内定取消となります。**

北名古屋市役所　児童課
〒481-8501　北名古屋市熊之庄御榊60番地
ＴＥＬ（0568）22-1111

北名古屋市　保育所等MAP

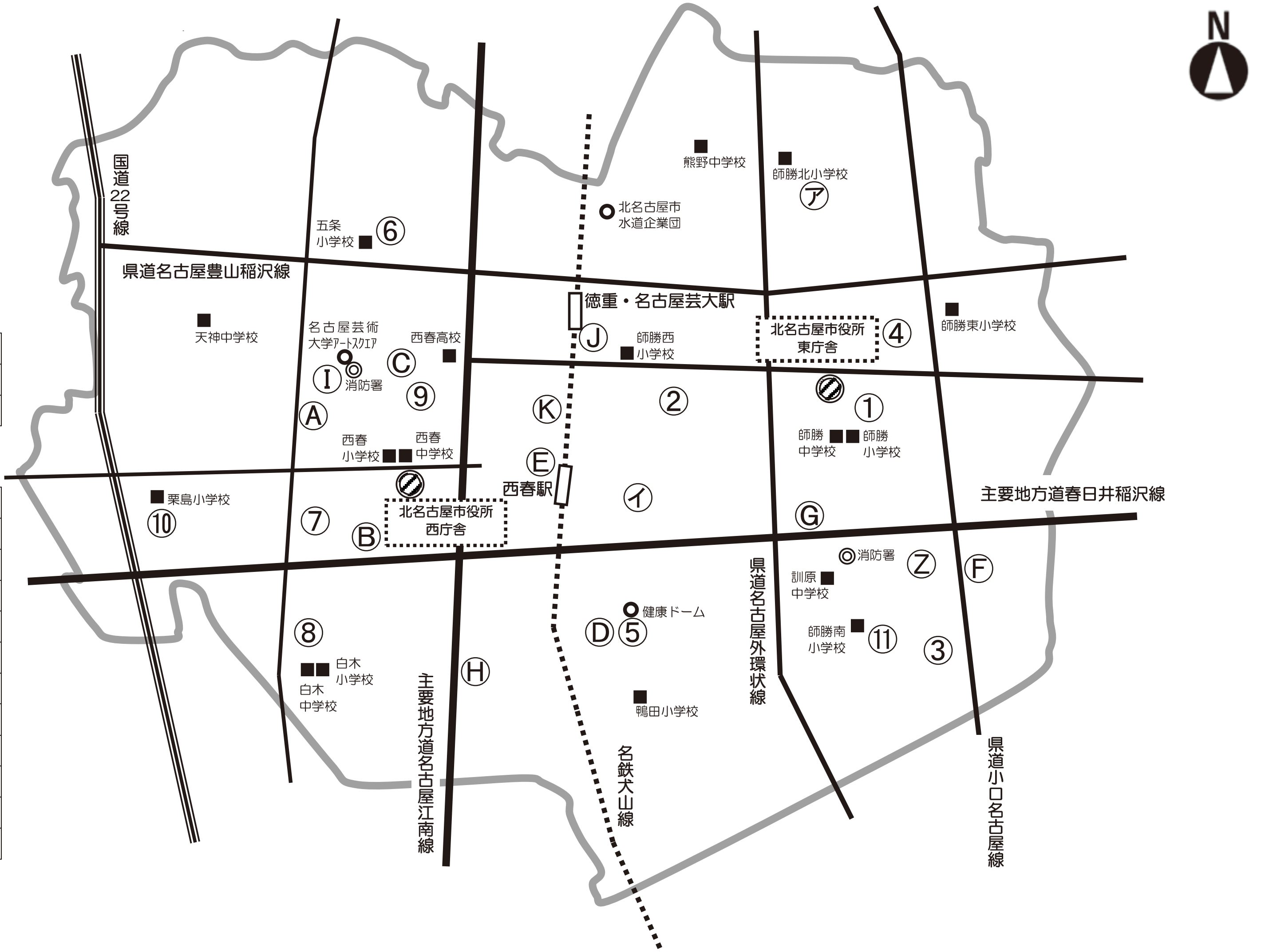

〈公立保育園〉

施設コード	保育園名（略称）
1	能田保育園（能田）
2	鹿田北保育園（鹿田北）
3	久地野保育園（久地野）
4	六ツ師保育園（六ツ師）
5	九之坪保育園（九之坪）
6	徳重保育園（徳重）
7	西之保保育園（西之保）
8	沖村保育園（沖村）
9	弥勒寺保育園（弥勒寺）
10	中之郷保育園（中之郷）
11	久地野保育園分園（分園）

〈幼保連携型認定こども園〉

施設コード	施設名（略称）
ア	認定こども園　森のくまっこ（森くま）
イ	幼保連携型認定北なごや中部こども園（中部）

〈小規模保育事業所〉

施設コード	施設名（略称）
A	といろ保育園～北名古屋本園～（といろ本）
B	宮前ひよコ園（宮前）
C	保育ルーム　あすなろハート（あすなろ）
D	といろ保育園～北名古屋九之坪園～（といろ九）
E	はな保育室にしはる駅前（はなにし）
F	スクルドエンジェル保育室　北名古屋園（スクルド）
G	ニチイキッズ　井瀬木保育室（ニチイ）
H	スター・キッズ西春（スター）
I	北名古屋市社協小規模保育所「にこりん」（にこりん）
J	はな保育室とくしげ駅前（はなとく）
K	ゆうか みろくじ保育室　（ゆうか）

〈家庭的保育事業所〉

施設コード	施設名（略称）
Z	ひよりキッズ（ひより）